

令和5年度県有施設太陽光発電設備導入に向けた可能性調査委託業務仕様書

1 目的

本県においては、長野県ゼロカーボン戦略等に基づき県有施設への太陽光発電設備の導入を進めることとしており、本業務は、対象施設における太陽光発電設備の設置可能性及び設置に係る必要情報を把握することにより、計画的な設備導入に資することを目的とする。

2 調査対象施設

別添施設一覧表のとおり

3 調査の内容

本業務の受託者は、前記2の各調査対象施設の次の事項について調査・検討を行うこと。

- (1) 建物屋根への太陽光発電設備の設置可能場所
- (2) パワーコンディショナの設置場所
- (3) 既存受電設備への接続コスト（距離や改修の必要性など）
- (4) 安全な設置手法の検討（架台設置の必要性など）
- (5) 当該建物の屋根改修の必要性の判断
- (6) 当該施設の年間電気使用量を考慮した自家消費率のシミュレーション

※調査にあたっては、国内で十分流通しており経済性のある標準的な太陽光発電システムを想定すること。

4 提出すべき成果物

本業務の受託者は、前記3の調査の結果に基づき、各施設について次の成果物を県へ提出すること。

前記3で調査した結果が分かる太陽電池及び付随設備の規模、配置、並びに配線系統を示した図面、電気使用量のシミュレーション

5 業務委託にあたっての条件等

- (1) 業務の遂行にあたっては、作業記録を作成し、県から要求があった場合は提出すること。
- (2) 業務の遂行にあたっては、県の指示に従い、必要な修正や報告等を行うとともに、県との打合せに出席する等、県と十分に連携し、誠実かつ確実に対応すること。
- (3) 期間中は、業務全般を把握している担当者を置き、県と連絡調整を行うとともに、業務の遂行に必要な事項については、その都度県と協議して進めること。
- (4) 周辺環境への影響及び施設管理上の支障等で特に留意すべき事項があると認められる場合は県に報告すること。

6 業務の適正な実施に関する留意事項

- (1) 業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (2) 業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委託業務終了後も同様とする。
- (3) 個人情報の保護については十分な注意を図り、流失・損失を防がなければならない。
- (4) 他者の所有権や著作権を侵してはならない。
- (5) 業務に関する所有権や著作権は、原則としてすべて県に帰属する。ただし、受託者が従来から権

利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等については受託者に留保するものとし、この場合、県は当該権利等を非独占的に使用できることとする。

7 その他

前項までの条件等が満たされない場合は、委託料の一部を減額することがある。